

議案第 号

射水市就学指導委員会設置条例の一部改正について  
射水市就学指導委員会設置条例の一部を次のように改正する。

平成26年 月 日 提出

射水市長 夏野元志

射水市条例第 号

射水市就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例  
射水市就学指導委員会設置条例（平成17年射水市条例第84号）  
の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

射水市教育支援委員会設置条例

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 教育上特別な配慮を要する幼児、児童及び生徒の一人一人の  
教育的ニーズに応じた支援体制、就学先等について、専門的な立場  
から協議し、保護者及び教育関係者に助言及び支援を行うため、射  
水市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に射水市教育支援委  
員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2条第1号及び第2号中「心身障害児」を「教育上特別な配慮を  
要する幼児、児童及び生徒」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第 号

射水市就学指導委員会設置条例の一部改正について

(説明)

教育委員会に設置している「就学指導委員会」について、就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、「教育支援委員会」といった名称とすることが適当であるとの文部科学省通知により、所要の改正を行うもの。

施行期日

平成26年4月1日

射水市就学指導委員会設置条例(平成17年射水市条例第84号)新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>射水市就学指導委員会設置条例</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 <u>心身に障害のある児童生徒(以下「心身障害児」という。)</u>の<u>適正な就学を図るため</u>、射水市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に射水市就学指導委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じて、次に掲げる事務を行う。</p> <p>(1) <u>心身障害児の障害の種類及び程度等の教育的な判定に関すること。</u></p> <p>(2) <u>心身障害児に係る教育相談及び社会啓発に関すること。</u></p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項</p>	<p>射水市教育支援委員会設置条例</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 <u>教育上特別な配慮を要する幼児、児童及び生徒の一人一人の教育的ニーズに応じた支援体制、就学先等について、専門的な立場から協議し、保護者及び教育関係者に助言及び支援を行うため</u>、射水市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に射水市教育支援委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じて、次に掲げる事務を行う。</p> <p>(1) <u>教育上特別な配慮を要する幼児、児童及び生徒の障害の種類及び程度等の教育的な判定に関すること。</u></p> <p>(2) <u>教育上特別な配慮を要する幼児、児童及び生徒に係る教育相談及び社会啓発に関すること。</u></p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項</p>

議案第 号

射水市立射北中学校屋内運動場耐震補強及び大規模改造（建築主体）

工事請負契約について

平成26年2月14日に制限付き一般競争入札に付した射水市立射北中学校屋内運動場耐震補強及び大規模改造（建築主体）工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年射水市条例第50号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 射水市立射北中学校屋内運動場耐震補強及び大規模改造（建築主体）工事
- 2 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- 3 契約金額 411,075,000円  
(うち消費税等 19,575,000円)
- 4 契約の相手方 北海工業・原建設射水市立射北中学校屋内運動場耐震補強及び大規模改造（建築主体）工事共同企業体  
代表者 射水市足洗新町一丁目101番地  
北海工業株式会社  
代表取締役 石村 正男  
構成員 射水市足洗新町一丁目101番地  
北海工業株式会社  
代表取締役 石村 正男  
構成員 射水市作道2035番地4  
原建設株式会社  
代表取締役 原 龍治

平成26年3月5日 提 出

射水市長 夏野元志

議案第 号

射水市立射北中学校屋内運動場耐震補強及び大規模改造（建築主体）

工事請負契約について

（説明）

平成26年2月14日に制限付き一般競争入札に付した射水市立射北中学校屋内運動場耐震補強及び大規模改造（建築主体）工事について、次のとおり請負契約を締結したいので、議会の議決を求めるもの（地方自治法第96条第1項第5号、同法施行令第121条の2第1項（別表第3）、射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条）。

工事区分	契約金額	契約の方法	契約の相手方	工 期
建築主体 工事	411,075,000 円 (うち消費税等 19,575,000 円)	制限付き一 般競争入札 による契約	<p>北海工業・原建設射水市立射北中 学校屋内運動場耐震補強及び大規 模改造（建築主体）工事共同企業 体</p> <p>代表者 射水市足洗新町一丁目101番地 北海工業株式会社 代表取締役 石村 正男</p> <p>構成員 射水市足洗新町一丁目101番地 北海工業株式会社 代表取締役 石村 正男</p> <p>構成員 射水市作道2035番地4 原建設株式会社 代表取締役 原 龍治</p>	<p>契約締結の日 ～ 平成26年 3月31日</p>

議案第 号

射水市立小杉中学校耐震補強及び大規模改造第Ⅱ期（建築主体）工事  
請負契約について

平成26年2月14日に制限付き一般競争入札に付した射水市立小杉中学校耐震補強及び大規模改造第Ⅱ期（建築主体）工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年射水市条例第50号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 射水市立小杉中学校耐震補強及び大規模改造第Ⅱ期（建築主体）工事
- 2 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- 3 契約金額 705,600,000円  
(うち消費税等 33,600,000円)
- 4 契約の相手方 くみあい建設・永森建設工業射水市立小杉中学校耐震補強及び大規模改造第Ⅱ期（建築主体）工事共同企業体  
代表者 射水市鷺塚65番地7  
くみあい建設株式会社  
代表取締役社長 赤祖父 忠  
構成員 射水市鷺塚65番地7  
くみあい建設株式会社  
代表取締役社長 赤祖父 忠  
構成員 射水市三ヶ3973番地  
永森建設工業株式会社  
代表取締役 永森 忠志

平成26年3月5日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

議案第 号

射水市立小杉中学校耐震補強及び大規模改造第Ⅱ期（建築主体）工事

請負契約について

（説 明）

平成26年2月14日に制限付き一般競争入札に付した射水市立小杉中学校耐震補強及び大規模改造第Ⅱ期（建築主体）工事について、次のとおり請負契約を締結したいので、議会の議決を求めるもの（地方自治法第96条第1項第5号、同法施行令第121条の2第1項（別表第3）、射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条）。

工事区分	契約金額	契約の方法	契約の相手方	工 期
建築主体 工事	705,600,000 円 (うち消費税等 33,600,000 円)	制限付き一 般競争入札 による契約	くみあい建設・永森建設工業射水 市立小杉中学校耐震補強及び大規 模改造第Ⅱ期（建築主体）工事共 同企業体  代表者 射水市鷺塚65番地7 くみあい建設株式会社 代表取締役社長 赤祖父 忠  構成員 射水市鷺塚65番地7 くみあい建設株式会社 代表取締役社長 赤祖父 忠  構成員 射水市三ヶ3973番地 永森建設工業株式会社 代表取締役 永森 忠志	契約締結の日 ～ 平成26年 3月31日

議案第 号

射水市社会教育委員設置条例の一部改正について

射水市社会教育委員設置条例の一部を次のように改正する。

平成26年3月5日 提 出

射水市長 夏野元志

射水市条例第 号

射水市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例

射水市社会教育委員設置条例(平成17年射水市条例第92号)の一部を次のように改正する。

第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(委嘱の基準)

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。



議案第 号

射水市社会教育委員設置条例の一部改正について

(説明)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）による社会教育法（昭和24年法律第207号）の一部改正に伴い、社会教育委員の委嘱の基準について、文部科学省令で定める基準を参酌して地方公共団体が条例で定めることとされたため、所要の改正を行うもの。

1 改正内容

社会教育委員の委嘱の基準を定めた条文を追加するもの。

2 施行期日

平成26年4月1日

射水市社会教育委員設置条例(平成17年射水市条例第92号)新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>○射水市社会教育委員設置条例</p> <p>平成17年11月1日 条例第92号</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号)第15条の規定により、本市に社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。</p> <p>(定数)</p> <p>第2条 委員の定数は、12人以内とする。</p> <p>(任期)</p> <p>第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(委任)</p> <p>第4条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、射水市教育委員会が規則で定める。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成17年11月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 第3条の規定にかかわらず、この条例の施行後最初の委員の任期は、平成18年3月31日までとする。</p>	<p>○射水市社会教育委員設置条例</p> <p>平成17年11月1日 条例第92号</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号)第15条の規定により、本市に社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。</p> <p>(委嘱の基準)</p> <p>第2条 委員は、<u>学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱する。</u></p> <p>(定数)</p> <p>第3条 委員の定数は、12人以内とする。</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(委任)</p> <p>第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、射水市教育委員会が規則で定める。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成17年11月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 第4条の規定にかかわらず、この条例の施行後最初の委員の任期は、平成18年3月31日までとする。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>この条例は、平成26年4月1日から施行する。</p>

議案第 号

射水市体育施設条例の一部改正について

射水市体育施設条例の一部を次のように改正する。

平成26年3月 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市体育施設条例の一部を改正する条例

射水市体育施設条例（平成17年射水市条例第106号）の一部を次のように改正する。

第2条の表七美幼児プールの項を削る。

別表1七美幼児プールの項を削る。

別表2を次のように改める。

別表2(第7条関係)

- 1 新湊総合体育館、小杉総合体育センター、小杉体育館、大門総合体育館、大島体育館、下村体育館

(1) 体育館使用料

区分			単位	金額(1時間当たり 単位：円)					
				新湊総合体育館	小杉総合体育センター	小杉体育館	大門総合体育館	大島体育館	下村体育館
大 ア リ 一	アマチ ュアス ポーツ	練習	バドミントンコート1面	210	210	210	210	210	210
		大会	全面	無料	1,650	2,060	1,230	1,230	1,230
	有料			5,760	7,200	4,320	4,320	4,320	2,160

ナ	その他 の催し	練習	バドミントン コート1面	1,230	1,230	1,230	1,230	1,230	1,230
		大 会	無料	全面	9,870	12,340	7,410	7,410	7,410
		有料		34,560	43,200	25,920	25,920	25,920	12,960
	興行		全面	46,080	57,600	34,560	34,560	34,560	17,280
小 ア リ ー ナ	アマチ ュアス ポーツ	練習	バドミントン コート1面	210	210				
		大 会	無料	全面	820	620			
		有料		2,880	2,160				
	その他 の催し	練習	バドミントン コート1面	1,230	1,230				
	大 会	無料	全面	4,940	3,700				
		有料		17,280	12,960				
興行		全面	23,040	17,280					
卓 球 室	個人	一般		100		100	100		100
		小・中学生		50		50	50		50
	団体専用(10名以上で使 用予約する場合)	卓球台1台に つき		100		100	100		100
		全面		620		720	310		100
トレ ー ニ ン グ 室	個 人	一般		100		100	100	100	100
		小・中学生		50		50	50	50	50

備考

- 1 「無料」とは大会等において入館料を徴収しない場合をいい、「有料」とは大会等において入館料を徴収する場合をいう。
- 2 個人の使用料については、210円券11枚つづり2,100円、100円券11枚つづり1,000円の回数券を発行できるものとする。
- 3 この表中、下村体育館の欄については、下村小学校の通学区域の住民及びその住民で構成する団体並びに登録団体(以下「下村小学校の通学区域の住民等」という。)には適用しない。

(2) 柔道場、剣道場使用料

区分		単位		金額(1時間当たり 単位：円)		
				新湊総合体育館	小杉体育館	大門総合体育館
アマチュ	練習	1競技場		210	210	210
アスポー ツ	大会	無料	全面	410	210	210
		有料		1,440	720	720
その他の 催し	練習	1競技場		1,230	1,230	1,230
	大会	無料	全面	2,470	1,230	1,230
		有料		8,640	4,320	4,320
興行		全面		11,520	5,760	5,760
個人	一般	1人		100	100	100
	小・中学生			50	50	50

備考 「無料」とは大会等において入館料を徴収しない場合をいい、「有料」とは大会等において入館料を徴収する場合をいう。

(3) 会議室使用料

区分	金額(1時間当たり 単位：円)					
	新湊総合体育館	小杉総合体育センター	小杉体育館	大門総合体育館	大島体育館	下村体育館
大会議室(51席以上)	510	510			510	
小会議室(51席未満)	210	210		210	210	210

(4) 設備使用料

区分		単位		金額(単位：円)					
				新湊総合体育館	小杉総合体育センター	小杉体育館	大門総合体育館	大島体育館	下村体育館
設 備 器 具 等	大会議室(51席以上)	放送設備	1回		1,030				
		冷暖房設備	1時間	150	150		150		
	小会議室(51席未満)	冷暖房設備	1時間	60	60		60	60	
		大アリーナ	放送設備	1回	1,030	1,030	1,030	1,030	1,030
		電動ステー	1回		2,060				

		ジ							
		移動観客席	1回	2,060					
		冷 下記以外	1時間	7,200	7,200				
		暖 アマチュ 房 アスポー 設 ツ(無料) 備		2,060	2,060				
	小アリーナ	放送設備	1回	1,030	1,030				
		冷 下記以外	1時間	3,600					
		暖 アマチュ 房 アスポー 設 ツ(無料) 備		1,030					
	柔道場・剣道 場	冷 下記以外	1時間	3,600					
		暖 アマチュ 房 アスポー 設 ツ(無料) 備		1,030					
照 明 設 備	大アリーナ	全灯	1時間	1,540	1,540	770	770	770	360
		1/2灯	1時間	770	770	360	360	360	
	小アリーナ	全灯	1時間	310	310				

備考 この表において「アマチュアスポーツ(無料)」とは、アマチュアスポーツの大会等において入場料を徴収しない場合をいう。

2 海老江体育館、本江体育館、七美体育館、大島中央公園コミュニティ体育館、大島勤労者体育センター、下村体育館

区分	単位	金額(単位：円)
個人	1回(4時間以内)	100
団体	1回(4時間以内)	310

備考 下村小学校の通学区域の住民等が下村体育館を使用する場合には、この表を適用する。

3 歌の森運動公園多目的グラウンド、薬勝寺池南公園サッカー場、サン・ビレッジ新湊、下村グラウンド、大島中央公園コミュニティ広場

区分	単位	金額(1時間当たり 単位：円)					
		歌の森運動公園多目的グラウンド	薬勝寺池南公園サッカー場	サン・ビレッジ新湊	下村グラウンド	大島中央公園コミュニティ広場	
グラウンド	アマチュアスポーツ	全面	410	820	410	410	820
		半面	210	410	210	210	410
	その他の催し	全面	3,700	7,410	3,700	3,700	7,410
		半面	1,850	3,700	1,850	1,850	3,700
	興行	全面	7,410	14,810	7,410	7,410	14,810
		半面	3,700	7,410	3,700	3,700	7,410
夜間照明	全灯			2,060	2,060	2,880	
	3/4灯					2,060	
	1/2灯					1,440	

備考

- この表中、サン・ビレッジ新湊の欄については、海老江地区の住民及びその住民で構成する団体並びに登録団体(以下「海老江地区の住民等」という。)には適用しない。
  - この表中、下村グラウンドの欄については、下村小学校の通学区域の住民等には適用しない。
- 4 七美公園グラウンド、本江グラウンド、水戸田グラウンド、浅井グラウンド、グリーンパークだいもん中央緑地広場、サン・ビレッジ新湊、下村グラウンド

区分	単位	金額(1時間当たり 単位：円)						
		七美公園グラウンド	本江グラウンド	水戸田グラウンド	浅井グラウンド	グリーンパークだいもん中央緑地広場	サン・ビレッジ新湊	下村グラウンド
グラウンド	1回(4時)	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料

	間以内)							
夜間照明	全灯	510	510	510	510	510	2,060	2,060

備考

- この表中、サン・ビレッジ新湊の欄は、海老江地区の住民等に適用する。
- この表中、下村グラウンドの欄は、下村小学校の通学区域の住民等に適用する。

5 堀岡緑地野球場、葉勝寺池南公園野球場、歌の森運動公園野球場

区分		単位	金額(1時間当たり 単位：円)		
			堀岡緑地野球場	葉勝寺池南公園野球場	歌の森運動公園野球場
グラウンド	無料	全面	410	410	1,230
	有料				4,940
夜間照明		全灯	2,060		

備考 「無料」とは大会等において入場料を徴収しない場合をいい、「有料」とは大会等において入場料を徴収する場合をいう。

6 新湊テニスコート、歌の森運動公園テニスコート、大島テニス場、堀岡緑地テニスコート、下村テニスコート

区分	単位	金額(1時間当たり 単位：円)				
		新湊テニスコート	歌の森運動公園テニスコート	大島テニス場	堀岡緑地テニスコート	下村テニスコート
テニスコート	1面	410	410	410	210	210
夜間照明	全灯	510	510	510	510	510

7 パークゴルフ南郷、下村パークゴルフ場

区分		単位	金額(単位：円)
1日券	16歳以上	1人1日間に付き	410
	16歳未満		210
年間券	16歳以上	1人1年間に付き	12,340
	16歳未満		6,170
年間共通券	16歳以上	1人1年間に付き	18,510
	16歳未満		9,260



備考 「1年間」とは、4月1日から翌年の3月31日までの期間とする。ただし、休業日及び休場期間を除く。

#### 8 大島弓道場

区分			金額(単位：円)			
			午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時30 分まで	午前9時から 午後9時30 分まで
射場	団体	一般	3,090	3,700	4,110	10,900
		高校生以下	1,030	1,230	1,340	3,600
	個人	一般	210	210	210	620
		高校生以下	100	100	100	310
研修室	団体	1,030	1,230	1,230	3,500	
射場	個人	年間利用 券	一般			12,340
		高校生以下				6,170

備考 大会等で全館を専用使用する場合の使用料は、団体の区分に応じた額の10割増しの額とする。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料の額については、改正後の射水市体育施設条例第7条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 改正前の別表2第1項第1号の表備考2に規定する回数券を所持する者が、この条例の施行の日以後に当該回数券により使用する場合の使用料については、なお従前の例による。

## 議案第 号

### 射水市体育施設条例の一部改正について

#### (説明)

公共施設の見直しにおける七美幼児プールの廃止並びに消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

#### 1 改正内容

- (1) 七美幼児プールを削るもの。
- (2) 平成26年4月1日から消費税率及び地方消費税率が引き上げられることに伴い、消費税等の課税対象となる使用料について、規定の整備を行うもの。

#### 2 施行期日

平成26年4月1日

射水市体育施設条例(平成17年射水市条例第106号) 新旧対照表

現行		改正後(案)																																																																																																																																																																																																																			
<p>第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>太閤山公園相撲場</td> <td>射水市太閤山4丁目47番地</td> </tr> <tr> <td>七美幼児プール</td> <td>射水市七美721番地</td> </tr> <tr> <td>下村馬事公園</td> <td>射水市加茂中部638番地</td> </tr> </tbody> </table>		名称	位置	省略		太閤山公園相撲場	射水市太閤山4丁目47番地	七美幼児プール	射水市七美721番地	下村馬事公園	射水市加茂中部638番地	<p>第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>太閤山公園相撲場</td> <td>射水市太閤山4丁目47番地</td> </tr> <tr> <td>下村馬事公園</td> <td>射水市加茂中部638番地</td> </tr> </tbody> </table>		名称	位置	省略		太閤山公園相撲場	射水市太閤山4丁目47番地	下村馬事公園	射水市加茂中部638番地																																																																																																																																																																																																
名称	位置																																																																																																																																																																																																																				
省略																																																																																																																																																																																																																					
太閤山公園相撲場	射水市太閤山4丁目47番地																																																																																																																																																																																																																				
七美幼児プール	射水市七美721番地																																																																																																																																																																																																																				
下村馬事公園	射水市加茂中部638番地																																																																																																																																																																																																																				
名称	位置																																																																																																																																																																																																																				
省略																																																																																																																																																																																																																					
太閤山公園相撲場	射水市太閤山4丁目47番地																																																																																																																																																																																																																				
下村馬事公園	射水市加茂中部638番地																																																																																																																																																																																																																				
<p>第3条 第2条に規定する体育施設の供用日及び供用時間は、別表1に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>供用日</th> <th>供用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>太閤山公園相撲場</td> <td>1月4日から12月27日までの日</td> <td>午前9時から日没まで</td> </tr> <tr> <td>七美幼児プール</td> <td>7月1日から8月15日までの日</td> <td>午前9時から午後4時まで</td> </tr> <tr> <td>下村馬事公園</td> <td>1月4日から12月27日までの日</td> <td>午前7時から午後10時まで</td> </tr> </tbody> </table>		施設名	供用日	供用時間	省略			太閤山公園相撲場	1月4日から12月27日までの日	午前9時から日没まで	七美幼児プール	7月1日から8月15日までの日	午前9時から午後4時まで	下村馬事公園	1月4日から12月27日までの日	午前7時から午後10時まで	<p>第3条 第2条に規定する体育施設の供用日及び供用時間は、別表1に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>供用日</th> <th>供用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>太閤山公園相撲場</td> <td>1月4日から12月27日までの日</td> <td>午前9時から日没まで</td> </tr> <tr> <td>下村馬事公園</td> <td>1月4日から12月27日までの日</td> <td>午前7時から午後10時まで</td> </tr> </tbody> </table>		施設名	供用日	供用時間	省略			太閤山公園相撲場	1月4日から12月27日までの日	午前9時から日没まで	下村馬事公園	1月4日から12月27日までの日	午前7時から午後10時まで																																																																																																																																																																																							
施設名	供用日	供用時間																																																																																																																																																																																																																			
省略																																																																																																																																																																																																																					
太閤山公園相撲場	1月4日から12月27日までの日	午前9時から日没まで																																																																																																																																																																																																																			
七美幼児プール	7月1日から8月15日までの日	午前9時から午後4時まで																																																																																																																																																																																																																			
下村馬事公園	1月4日から12月27日までの日	午前7時から午後10時まで																																																																																																																																																																																																																			
施設名	供用日	供用時間																																																																																																																																																																																																																			
省略																																																																																																																																																																																																																					
太閤山公園相撲場	1月4日から12月27日までの日	午前9時から日没まで																																																																																																																																																																																																																			
下村馬事公園	1月4日から12月27日までの日	午前7時から午後10時まで																																																																																																																																																																																																																			
<p>第7条</p> <p>1 新湊総合体育館、小杉総合体育センター、小杉体育館、大門総合体育館、大島体育館、下村体育館</p> <p>(1) 体育館使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="6">金額(1時間当たり 単位:円)</th> </tr> <tr> <th>新湊総合体育館</th> <th>小杉総合体育センター</th> <th>小杉体育館</th> <th>大門総合体育館</th> <th>大島体育館</th> <th>下村体育館</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大アマチュアスポーツーナツ</td> <td rowspan="2">練習</td> <td>バドミントンコート1面</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>大会</td> <td>無料</td> <td>無料</td> <td>無料</td> <td>無料</td> <td>無料</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>大会</td> <td>有料</td> <td>5,600</td> <td>7,000</td> <td>4,200</td> <td>4,200</td> <td>4,200</td> <td>2,100</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">その他の催し</td> <td rowspan="2">練習</td> <td>バドミントンコート1面</td> <td>1,200</td> <td>1,200</td> <td>1,200</td> <td>1,200</td> <td>1,200</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td>大会</td> <td>無料</td> <td>無料</td> <td>無料</td> <td>無料</td> <td>無料</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>大会</td> <td>有料</td> <td>9,600</td> <td>12,000</td> <td>7,200</td> <td>7,200</td> <td>7,200</td> <td>3,600</td> </tr> <tr> <td>興行</td> <td>全面</td> <td>33,600</td> <td>42,000</td> <td>25,200</td> <td>25,200</td> <td>25,200</td> <td>12,600</td> </tr> <tr> <td>小アマチュアスポーツーナツ</td> <td>練習</td> <td>バドミントンコート1面</td> <td>200</td> <td>200</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大会</td> <td>無料</td> <td>全面</td> <td>800</td> <td>600</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>有料</td> <td></td> <td>2,800</td> <td>2,100</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の催し</td> <td>練習</td> <td>バドミントン</td> <td>1,200</td> <td>1,200</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区分	単位	金額(1時間当たり 単位:円)						新湊総合体育館	小杉総合体育センター	小杉体育館	大門総合体育館	大島体育館	下村体育館	大アマチュアスポーツーナツ	練習	バドミントンコート1面	200	200	200	200	200	200	大会	無料	無料	無料	無料	無料	無料	大会	有料	5,600	7,000	4,200	4,200	4,200	2,100	その他の催し	練習	バドミントンコート1面	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	大会	無料	無料	無料	無料	無料	無料	大会	有料	9,600	12,000	7,200	7,200	7,200	3,600	興行	全面	33,600	42,000	25,200	25,200	25,200	12,600	小アマチュアスポーツーナツ	練習	バドミントンコート1面	200	200					大会	無料	全面	800	600					有料		2,800	2,100					その他の催し	練習	バドミントン	1,200	1,200					<p>第7条</p> <p>1 新湊総合体育館、小杉総合体育センター、小杉体育館、大門総合体育館、大島体育館、下村体育館</p> <p>(1) 体育館使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="6">金額(1時間当たり 単位:円)</th> </tr> <tr> <th>新湊総合体育館</th> <th>小杉総合体育センター</th> <th>小杉体育館</th> <th>大門総合体育館</th> <th>大島体育館</th> <th>下村体育館</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大アマチュアスポーツーナツ</td> <td rowspan="2">練習</td> <td>バドミントンコート1面</td> <td>210</td> <td>210</td> <td>210</td> <td>210</td> <td>210</td> <td>210</td> </tr> <tr> <td>大会</td> <td>無料</td> <td>無料</td> <td>無料</td> <td>無料</td> <td>無料</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>大会</td> <td>有料</td> <td>5,760</td> <td>7,200</td> <td>4,320</td> <td>4,320</td> <td>4,320</td> <td>2,160</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">その他の催し</td> <td rowspan="2">練習</td> <td>バドミントンコート1面</td> <td>1,230</td> <td>1,230</td> <td>1,230</td> <td>1,230</td> <td>1,230</td> <td>1,230</td> </tr> <tr> <td>大会</td> <td>無料</td> <td>無料</td> <td>無料</td> <td>無料</td> <td>無料</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>大会</td> <td>有料</td> <td>9,870</td> <td>12,340</td> <td>7,410</td> <td>7,410</td> <td>7,410</td> <td>3,700</td> </tr> <tr> <td>興行</td> <td>全面</td> <td>34,560</td> <td>43,200</td> <td>25,920</td> <td>25,920</td> <td>25,920</td> <td>12,960</td> </tr> <tr> <td>小アマチュアスポーツーナツ</td> <td>練習</td> <td>バドミントンコート1面</td> <td>210</td> <td>210</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大会</td> <td>無料</td> <td>全面</td> <td>820</td> <td>620</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>有料</td> <td></td> <td>2,880</td> <td>2,160</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の催し</td> <td>練習</td> <td>バドミントン</td> <td>1,230</td> <td>1,230</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区分	単位	金額(1時間当たり 単位:円)						新湊総合体育館	小杉総合体育センター	小杉体育館	大門総合体育館	大島体育館	下村体育館	大アマチュアスポーツーナツ	練習	バドミントンコート1面	210	210	210	210	210	210	大会	無料	無料	無料	無料	無料	無料	大会	有料	5,760	7,200	4,320	4,320	4,320	2,160	その他の催し	練習	バドミントンコート1面	1,230	1,230	1,230	1,230	1,230	1,230	大会	無料	無料	無料	無料	無料	無料	大会	有料	9,870	12,340	7,410	7,410	7,410	3,700	興行	全面	34,560	43,200	25,920	25,920	25,920	12,960	小アマチュアスポーツーナツ	練習	バドミントンコート1面	210	210					大会	無料	全面	820	620					有料		2,880	2,160					その他の催し	練習	バドミントン	1,230	1,230				
区分	単位			金額(1時間当たり 単位:円)																																																																																																																																																																																																																	
		新湊総合体育館	小杉総合体育センター	小杉体育館	大門総合体育館	大島体育館	下村体育館																																																																																																																																																																																																														
大アマチュアスポーツーナツ	練習	バドミントンコート1面	200	200	200	200	200	200																																																																																																																																																																																																													
		大会	無料	無料	無料	無料	無料	無料																																																																																																																																																																																																													
	大会	有料	5,600	7,000	4,200	4,200	4,200	2,100																																																																																																																																																																																																													
その他の催し	練習	バドミントンコート1面	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200																																																																																																																																																																																																													
		大会	無料	無料	無料	無料	無料	無料																																																																																																																																																																																																													
	大会	有料	9,600	12,000	7,200	7,200	7,200	3,600																																																																																																																																																																																																													
興行	全面	33,600	42,000	25,200	25,200	25,200	12,600																																																																																																																																																																																																														
小アマチュアスポーツーナツ	練習	バドミントンコート1面	200	200																																																																																																																																																																																																																	
大会	無料	全面	800	600																																																																																																																																																																																																																	
	有料		2,800	2,100																																																																																																																																																																																																																	
その他の催し	練習	バドミントン	1,200	1,200																																																																																																																																																																																																																	
区分	単位	金額(1時間当たり 単位:円)																																																																																																																																																																																																																			
		新湊総合体育館	小杉総合体育センター	小杉体育館	大門総合体育館	大島体育館	下村体育館																																																																																																																																																																																																														
大アマチュアスポーツーナツ	練習	バドミントンコート1面	210	210	210	210	210	210																																																																																																																																																																																																													
		大会	無料	無料	無料	無料	無料	無料																																																																																																																																																																																																													
	大会	有料	5,760	7,200	4,320	4,320	4,320	2,160																																																																																																																																																																																																													
その他の催し	練習	バドミントンコート1面	1,230	1,230	1,230	1,230	1,230	1,230																																																																																																																																																																																																													
		大会	無料	無料	無料	無料	無料	無料																																																																																																																																																																																																													
	大会	有料	9,870	12,340	7,410	7,410	7,410	3,700																																																																																																																																																																																																													
興行	全面	34,560	43,200	25,920	25,920	25,920	12,960																																																																																																																																																																																																														
小アマチュアスポーツーナツ	練習	バドミントンコート1面	210	210																																																																																																																																																																																																																	
大会	無料	全面	820	620																																																																																																																																																																																																																	
	有料		2,880	2,160																																																																																																																																																																																																																	
その他の催し	練習	バドミントン	1,230	1,230																																																																																																																																																																																																																	

催し	大会	無料	全面	4,800	3,600				
		有料		16,800	12,600				
興行			全面	22,400	16,800				
卓球	個人	一般		100	100	100	100		
		小・中学生		50	50	50	50		
室	団体専用(10名以上で使用する場合)	卓球台1台につき		100	100	100	100		
		全面		600	700	300		100	
トレーニング室	個人	一般		100	100	100	100	100	
		小・中学生		50	50	50	50	50	

備考

2 個人の使用料については、200円券11枚つづり2,000円、100円券11枚つづり1,000円の回数券を発行できるものとする。

(2) 柔道場、剣道場使用料

区分	単位	金額(1時間当たり 単位:円)			
		新湊総合体育館	小杉体育館	大門総合体育館	
アマチ練習	1競技場	200	200	200	
ユアス大会	無料	全面	400	200	200
	有料		1,400	700	700
その他練習	1競技場	1,200	1,200	1,200	
の催し大会	無料	全面	2,400	1,200	1,200
	有料		8,400	4,200	4,200
興行		全面	11,200	5,600	5,600
個人	一般	1人	100	100	100
	小・中学生		50	50	50

(3) 会議室使用料

区分	金額(1時間当たり 単位:円)					
	新湊総合体育館	小杉総合体育センター	小杉体育館	大門総合体育館	大島体育館	下村体育館
大会議室(51席以上)	500	500			500	
小会議室(51席未満)	200	200		200	200	200

(4) 設備使用料

区分	単位	金額(単位:円)							
		新湊総合体育館	小杉総合体育センター	小杉体育館	大門総合体育館	大島体育館	下村体育館		
設 備	大会議室(51席以上)	放送設備	1回		1,000				
器 備	冷暖房	1時間	150	150			150		

催し	大会	無料	全面	4,940	3,700				
		有料		17,280	12,960				
興行			全面	23,040	17,280				
卓球	個人	一般		100	100	100	100		
		小・中学生		50	50	50	50		
室	団体専用(10名以上で使用する場合)	卓球台1台につき		100	100	100	100		
		全面		620	720	310		100	
トレーニング室	個人	一般		100	100	100	100	100	
		小・中学生		50	50	50	50	50	

備考

2 個人の使用料については、210円券11枚つづり2,100円、100円券11枚つづり1,000円の回数券を発行できるものとする。

(2) 柔道場、剣道場使用料

区分	単位	金額(1時間当たり 単位:円)			
		新湊総合体育館	小杉体育館	大門総合体育館	
アマチ練習	1競技場	210	210	210	
ユアス大会	無料	全面	410	210	210
	有料		1,440	720	720
その他練習	1競技場	1,230	1,230	1,230	
の催し大会	無料	全面	2,470	1,230	1,230
	有料		8,640	4,320	4,320
興行		全面	11,520	5,760	5,760
個人	一般	1人	100	100	100
	小・中学生		50	50	50

(3) 会議室使用料

区分	金額(1時間当たり 単位:円)					
	新湊総合体育館	小杉総合体育センター	小杉体育館	大門総合体育館	大島体育館	下村体育館
大会議室(51席以上)	510	510			510	
小会議室(51席未満)	210	210		210	210	210

(4) 設備使用料

区分	単位	金額(単位:円)						
		新湊総合体育館	小杉総合体育センター	小杉体育館	大門総合体育館	大島体育館	下村体育館	
設 備	大会議室(51席以上)	放送設備	1回		1,030			
器 備	冷暖房	1時間	150	150			150	

具上)	設備							
等	小会議室(51席未満)	冷暖房設備	1時間	60	60	60	60	60
大アリーナ	放送設備	放送設備	1回	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
		電動ステージ	1回	2,000				
		移動観客席	1回	2,000				
		冷暖房設備	下記以外	1時	7,000	7,000		
		アマチユアスポーツ(無料)	間	2,000	2,000			
小アリーナ	放送設備	放送設備	1回	1,000	1,000			
		冷暖房設備	下記以外	1時	3,500			
		アマチユアスポーツ(無料)	間	1,000				
柔道場・剣道場	冷暖房設備	下記以外	1時	3,500				
		アマチユアスポーツ(無料)	間	1,000				
照明設備	大アリーナ	全灯	1時間	1,500	1,500	750	750	750
		1/2灯	1時間	750	750	350	350	350
		小アリーナ	1時間	300	300			

2 海老江体育館、本江体育館、七美体育館、大島中央公園コミュニティ体育館、大島勤労者体育センター、下村体育館

区分	単位	金額(単位:円)
個人	1回(4時間以内)	100
団体	1回(4時間以内)	300

3 歌の森運動公園多目的グラウンド、薬勝寺池南公園サッカー場、サン・ビレッジ新湊、下村グラウンド、大島中央公園コミュニティ広場

区分	単位	金額(1時間当たり 単位:円)				
		歌の森運動公園多目的グラウンド	薬勝寺池南公園サッカー場	サン・ビレッジ新湊	下村グラウンド	大島中央公園コミュニティ広場
グ	アマチ全面	400	800	400	400	800
ラ	ユアス半面	200	400	200	200	400
ウ	スポーツ					
ン	その他全面	3,600	7,200	3,600	3,600	7,200

具上)	設備							
等	小会議室(51席未満)	冷暖房設備	1時間	60	60	60	60	60
大アリーナ	放送設備	放送設備	1回	1,030	1,030	1,030	1,030	1,030
		電動ステージ	1回	2,060				
		移動観客席	1回	2,060				
		冷暖房設備	下記以外	1時	7,200	7,200		
		アマチユアスポーツ(無料)	間	2,060	2,060			
小アリーナ	放送設備	放送設備	1回	1,030	1,030			
		冷暖房設備	下記以外	1時	3,600			
		アマチユアスポーツ(無料)	間	1,030				
柔道場・剣道場	冷暖房設備	下記以外	1時	3,600				
		アマチユアスポーツ(無料)	間	1,030				
照明設備	大アリーナ	全灯	1時間	1,540	1,540	770	770	770
		1/2灯	1時間	770	770	360	360	360
		小アリーナ	1時間	310	310			

2 海老江体育館、本江体育館、七美体育館、大島中央公園コミュニティ体育館、大島勤労者体育センター、下村体育館

区分	単位	金額(単位:円)
個人	1回(4時間以内)	100
団体	1回(4時間以内)	310

3 歌の森運動公園多目的グラウンド、薬勝寺池南公園サッカー場、サン・ビレッジ新湊、下村グラウンド、大島中央公園コミュニティ広場

区分	単位	金額(1時間当たり 単位:円)				
		歌の森運動公園多目的グラウンド	薬勝寺池南公園サッカー場	サン・ビレッジ新湊	下村グラウンド	大島中央公園コミュニティ広場
グ	アマチ全面	410	820	410	410	820
ラ	ユアス半面	210	410	210	210	410
ウ	スポーツ					
ン	その他全面	3,700	7,410	3,700	3,700	7,410

ドの催し 興行	半面	1,800	3,600	1,800	1,800	3,600
	全面	7,200	14,400	7,200	7,200	14,400
	半面	3,600	7,200	3,600	3,600	7,200
夜間照明	全灯	/	/	2,000	2,000	2,800
	3/4灯	/	/	/	/	2,000
	1/2灯	/	/	/	/	1,400

4 七美公園グラウンド、本江グラウンド、水戸田グラウンド、浅井グラウンド、グリーンパークだいまん中央緑地広場、サン・ビレッジ新湊、下村グラウンド

区分	単位	金額(1時間当たり 単位：円)						
		七美公園グラウンド	本江グラウンド	水戸田グラウンド	浅井グラウンド	グリーンパークだいまん中央緑地広場	サン・ビレッジ新湊	下村グラウンド
グラウンド	1回(4時間以内)	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料
夜間照明	全灯	500	500	500	500	500	2,000	2,000

5 堀岡緑地野球場、薬勝寺池南公園野球場、歌の森運動公園野球場

区分	単位	金額(1時間当たり 単位：円)		
		堀岡緑地野球場	薬勝寺池南公園野球場	歌の森運動公園野球場
グラウンド	無料 全面	400	400	1,200
スタンド	有料	/	/	4,800
夜間照明	全灯	2,000	/	/

6 新湊テニスコート、歌の森運動公園テニスコート、大島テニス場、堀岡緑地テニスコート、下村テニスコート

区分	単位	金額(1時間当たり 単位：円)				
		新湊テニスコート	歌の森運動公園テニスコート	大島テニス場	堀岡緑地テニスコート	下村テニスコート
テニスコート	1面	400	400	400	200	200
夜間照明	全灯	500	500	500	500	500

7 パークゴルフ南郷、下村パークゴルフ場

区分	単位	金額(単位：円)
1日券	16歳以上	1人1日間に付き 400
	16歳未満	200
年間券	16歳以上	1人1年間に付き 12,000
	16歳未満	6,000
年間共通券	16歳以上	1人1年間に付き 18,000
	16歳未満	9,000

ドの催し 興行	半面	1,850	3,700	1,850	1,850	3,700
	全面	7,410	14,810	7,410	7,410	14,810
	半面	3,700	7,410	3,700	3,700	7,410
夜間照明	全灯	/	/	2,060	2,060	2,880
	3/4灯	/	/	/	/	2,060
	1/2灯	/	/	/	/	1,440

4 七美公園グラウンド、本江グラウンド、水戸田グラウンド、浅井グラウンド、グリーンパークだいまん中央緑地広場、サン・ビレッジ新湊、下村グラウンド

区分	単位	金額(1時間当たり 単位：円)						
		七美公園グラウンド	本江グラウンド	水戸田グラウンド	浅井グラウンド	グリーンパークだいまん中央緑地広場	サン・ビレッジ新湊	下村グラウンド
グラウンド	1回(4時間以内)	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料
夜間照明	全灯	510	510	510	510	510	2,060	2,060

5 堀岡緑地野球場、薬勝寺池南公園野球場、歌の森運動公園野球場

区分	単位	金額(1時間当たり 単位：円)		
		堀岡緑地野球場	薬勝寺池南公園野球場	歌の森運動公園野球場
グラウンド	無料 全面	410	410	1,230
スタンド	有料	/	/	4,940
夜間照明	全灯	2,060	/	/

6 新湊テニスコート、歌の森運動公園テニスコート、大島テニス場、堀岡緑地テニスコート、下村テニスコート

区分	単位	金額(1時間当たり 単位：円)				
		新湊テニスコート	歌の森運動公園テニスコート	大島テニス場	堀岡緑地テニスコート	下村テニスコート
テニスコート	1面	410	410	410	210	210
夜間照明	全灯	510	510	510	510	510

7 パークゴルフ南郷、下村パークゴルフ場

区分	単位	金額(単位：円)
1日券	16歳以上	1人1日間に付き 410
	16歳未満	210
年間券	16歳以上	1人1年間に付き 12,340
	16歳未満	6,170
年間共通券	16歳以上	1人1年間に付き 18,510
	16歳未満	9,260

8 大島弓道場

区分			金額(単位:円)			
			午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
射場	団体	一般	3,000	3,600	4,000	10,600
		高校生以下	1,000	1,200	1,300	3,500
	個人	一般	200	200	200	600
		高校生以下	100	100	100	300
研修室	団体	1,000	1,200	1,200	3,400	
射場	個人	年間利用券 一般				12,000
		高校生以下				6,000

8 大島弓道場

区分			金額(単位:円)			
			午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
射場	団体	一般	3,090	3,700	4,110	10,900
		高校生以下	1,030	1,230	1,340	3,600
	個人	一般	210	210	210	620
		高校生以下	100	100	100	310
研修室	団体	1,030	1,230	1,230	3,500	
射場	個人	年間利用券 一般				12,340
		高校生以下				6,170

附 則 (平成26年3月 日条例第 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料の額については、改正後の射水市体育施設条例第7条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 改正前の別表2第1項第1号の表備考2に規定する回数券を所持する者が、この条例の施行の日以後に当該回数券により使用する場合の使用料については、なお従前の例による。

議案第 号

射水市竹内源造記念館条例の一部改正について

射水市竹内源造記念館条例の一部を次のように改正する。

平成26年3月5日 提 出

射水市長 夏野元志

射水市条例第 号

射水市竹内源造記念館条例の一部を改正する条例

射水市竹内源造記念館条例(平成17年射水市条例第101号)の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(設置)

第1条 郷土の名工竹内源造の鍍絵作品をはじめとする鍍絵の保存と鍍絵文化の情報発信を行うとともに、観光拠点及び交流の場として、鍍絵を生かしたまちづくりを推進するため、射水市竹内源造記念館(以下「記念館」という。)を設置する。

第3条中「竹内源造記念館(以下「記念館」という。)」を「記念館」に改める。

第4条中「午後5時」の次に「までとし、入館は午後4時30分」を加える。

第5条第2号中「12月29日」を「12月28日」に改める。

第7条を削り、第8条を第13条とし、第6条の次に次の6条を加える。

(使用の許可)

第7条 記念館を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、管理上必要があると認めるときは、前項の許可に使用の制限その他必要な条件を付することができる。

(使用の不許可)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、記念館の使用を許可してはならない。

(1) 建物、附属施設等を損傷するおそれがあるとき。



(2) 管理上支障があるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会がその使用を不相当と認めたとき。

(使用の許可の取消し等)

第9条 教育委員会は、第7条の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用の許可を取り消し、又はその使用を制限することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けた事実が明らかになったとき。

(3) 第7条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が管理上特に支障があると認めたとき。

(使用者の義務)

第10条 使用者は、使用の許可によって生じる権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第11条 使用者は、その使用の目的を終了したとき（第9条の規定により使用の許可を取り消されたときを含む。）は、直ちに施設等を原状に回復して返還しなければならない。

(損害賠償)

第12条 使用者及び入館者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、これを減額し、又は免除することができる。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第 号

射水市竹内源造記念館条例の一部改正について

(説明)

射水市竹内源造記念館の既存部分の修復及び鑑絵体験棟の新築に伴い、その管理運営に関し必要な事項について、所要の改正を行うもの。

1 改正内容

設置規定を改め、使用の許可に関する条文を追加するとともに、管理運営に関し必要な条文の整備を行うもの。

2 施行期日

平成26年4月1日

射水市竹内源造記念館条例(平成17年射水市条例第101号)新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>○射水市竹内源造記念館条例</p> <p>平成17年11月1日 条例第101号</p> <p>改正 平成20年12月22日 条例第47号</p> <p>(設置)</p> <p><u>第1条 鏝絵の技術振興に資するため、鏝絵の保存及び収集を図り文化財を長く後世に伝えらるとともに、市民の教養を高め文化の発展に寄与することを目的として、記念館を設置する。</u></p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 記念館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>(職員)</p> <p>第3条 竹内源造記念館(以下「記念館」という。)に館長その他の職員を置く。</p> <p>(開館時間)</p> <p>第4条 記念館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、</p>	<p>○射水市竹内源造記念館条例</p> <p>平成17年11月1日 条例第101号</p> <p>改正 平成20年12月22日 条例第47号</p> <p>(設置)</p> <p><u>第1条 郷土の名工竹内源造の鏝絵作品をはじめとする鏝絵の保存と鏝絵文化の情報発信を行うとともに、観光拠点及び交流の場として、鏝絵を生かしたまちづくりを推進するため、竹内源造記念館(以下「記念館」という。)を設置する。</u></p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 記念館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>(職員)</p> <p>第3条 記念館に館長その他の職員を置く。</p> <p>(開館時間)</p> <p>第4条 記念館の開館時間は、午前9時から午後5時までとし、入館は午後</p>

射水市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が特に必要があると認めるときは、臨時に変更することができる。

(休館日)

第5条 記念館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、開館又は休館することができる。

- (1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和28年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日)
- (2) 12月29日から翌年1月3日まで

(入館の拒否及び制限)

第6条 教育委員会は、記念館に入館しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入館を拒否することができる。

- (1) 他の入館者の迷惑となる行為をするおそれがあるとき。
- (2) 施設、設備、資料等を損傷するおそれがあるとき。

2 教育委員会は、記念館の管理上支障があると認めるときは、入館を制限することができる。

(損害賠償)

第7条 入館者は、資料、設備、施設等を損傷し、又は滅失したときは、市長の認定に基づいて、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定め

4時30分までとする。ただし、射水市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が特に必要があると認めるときは、臨時に変更することができる。

(休館日)

第5条 記念館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、開館又は休館することができる。

- (1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和28年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日)
- (2) 12月28日から翌年1月3日まで

(入館の拒否及び制限)

第6条 教育委員会は、記念館に入館しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入館を拒否することができる。

- (1) 他の入館者の迷惑となる行為をするおそれがあるとき。
- (2) 施設、設備、資料等を損傷するおそれがあるとき。

2 教育委員会は、記念館の管理上支障があると認めるときは、入館を制限することができる。

(使用の許可)

第7条 記念館を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を

る。

受けなければならない。

2 教育委員会は、管理上必要があると認めるときは、前項の許可について使用の制限その他必要な条件を付けることができる。

(使用の不許可)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、記念館の使用を許可してはならない。

(1) 建物、附属施設等を損傷するおそれがあるとき。

(2) 管理上支障があるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会がその使用を不相当と認めたととき。

(使用の許可の取消し等)

第9条 教育委員会は、第8条の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用の許可を取り消し、又はその使用を制限することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けた事実が明らかになったとき。

(3) 第8条の第2項の規定による許可の条件に違反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が管理上特に支障があると認めたととき。

(使用者の義務)

第10条 使用者は、使用の許可によって生じる権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第11条 使用者は、その使用の目的を終了したとき（第10条の規定により使用の許可を取り消されたときを含む。）は、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第12条 使用者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、原状を回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の竹内源造記念館設置及び管理に関する条例(平成14年小杉町条例第26号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたもの

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の竹内源造記念館設置及び管理に関する条例(平成14年小杉町条例第26号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたもの

<p>とみなす。</p> <p>附 則(平成20年12月22日条例第47号)</p> <p>この条例は、平成21年4月1日から施行する。</p>	<p>とみなす。</p> <p>附 則(平成20年12月22日条例第47号)</p> <p>この条例は、平成21年4月1日から施行する。</p> <p>附 則平成26年3月 日条例第 号</p> <p><u>この条例は、平成26年4月1日から施行する。</u></p>
--	--